

教育貸付け 申し込み案内

◎ 貸付けの概要

貸付種別	貸付限度額	償還限度回数	貸付事由
教育貸付け	550 万円	毎月 250 回 ボーナス 41 回	組合員（任期の定めのない常勤職員）またはその被扶養者もしくは子、孫もしくは兄弟姉妹で被扶養者でない者が学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、大学および高等専門学校<u>その他の教育機関で規則で定めるもの</u>※ 1 に入学し、またはそれらの教育機関で修学するため組合員が資金を必要とする場合。 ※ 1 その他の教育機関で規則で定めるものは次のとおり。 (1) 学校教育法第 124 条に規定する専修学校。 (2) 学校教育法第 134 条に規定する各種学校。 (3) 前(2)に準ずる外国の教育機関のうち、入学し、修学するまたは受講する過程の修業年限が 3 月以上で、かつ、正規の教育課程の修業年限が 1 年以上のもの。 【対象となる費用】 貸付日からおおむね 1 年間に必要となる費用で、入学金、授業料、その他の諸経費など学校に納入するもののほか、下宿代、アパート代、寮費代、通学のための交通費（通学定期券代）および <u>支部長が認めた費用</u>※ 2 とします。 なお、寮費等に食費や光熱費代等が固定費用として含まれている場合は、貸付けの対象とします。 民間金融機関等の教育を事由とする貸付け（教育ローン）の借換えに要する費用（在学中に限る）も貸付の対象とします。 （組合員本人またはその組合員の子の奨学金は、卒業後に返済が始まるため対象外。） ※ 2 支部長が必要と認めた費用は次のとおり。 (1) 制服や教材の購入費用等（主に学校から購入を義務付けられているものを購入するための費用） (2) 通学のために転居した場合における、アパートの敷金・礼金、家具等の購入費用 (3) 入学のための旅費・交通費 (4) 寄付金（納付が義務付けられている場合や領収書を徴することができる場合に限ります。）

1 申し込みにあたって（申込資格・注意事項）

- (1) 引き続き組合員期間が 6 月以上であること。（貸付け申し込みの日において、その日の属する月の末日まで引き続き組合員であるとみなして計算した場合の組合員期間）
- また、法に基づく他の共済組合期間が引き続いている場合は通算しますが、任意継続組合員期間は除きます。

なお、任期の定めのある職員（暫定再任用職員、臨時的任用職員、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員、任期付短時間職員、暫定再任用短時間職員、定年后再任用短時間職員、任期付職員等）の方は、「特別貸付け」のみ申し込みができます。

- (2) 貸付額（送金額）が100万円以上となる貸付けについては、必要額および支払うことが確実に確認できる範囲内での貸付けとなり、10万円未満は切捨てとしています。

申し込みの金額が100万円以上の場合は、ボーナス併用償還が選択できます。

なお、新たに必要となる学費等の費用を上乗せして申し込みされる場合には、新たに必要となる金額（10万円単位）と返済に必要な資金（1円単位）を合算して貸付けを行います。

- (3) クレジットカード払い、ローンの支払い、生活資金・生活費、借金の返済および投資にかかる目的に対しての貸付けはできません。

- (4) 貸付日が学費等の支払期日より遅れる場合支払い後の申し込みも認めますが、その場合は、支払い後の領収書（支払金額、支払日、内訳のわかるもの）を添付し、支払日から1か月以内に申込書等一式を提出してください。

ただし、現金で支払ったものに限ります。（クレジット払いは貸付金の対象外となります。）

- (5) 他共済組合で貸付けを受け徴収嘱託を受けている場合、同一種別での貸付けはできません。ただし、借入先の共済組合の貸付金を返済する場合にあって、借入先の共済組合が作成した残高証明（公立学校共済組合貸付日時点のもの）を添付し申し込みされる場合には、残高証明書に記載された円単位の貸付けを行います。

また、転入先への返済に併せて貸付けの申し込みをされる場合は、貸付金額は10万円単位で在学証明書等、必要額、支払うことの確認できる書類を添付のうえ申し込みしてください。

2 貸付けを行うことができない場合

- (1) 他の金融機関等からの借入れの返済に充てる場合。（「教育ローンの借換え」は除く。）
- (2) 共済組合への償還額（毎月償還の1回当たりの額償還額の合計額に12を乗じて得た額とボーナス併用償還の1回当たりの償還額の合計額に2を乗じて得た額の合算額）と他の金融機関等（互助会等を含む。）からの借入金にかかる年間償還額（返済額）を合算して給料月額（給料＋教職調整額＋給料の調整額）の4.8倍を超える場合。
- (3) 支部長が償還の確実性がないと認める場合。

償還の確実性がないと認められる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合です。

ア 現に給与の差押えを受けている者。

イ 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者。

ウ 貸付保険事故者（保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。）

エ 破産の申立てから破産手続き開始決定までの間にある者または破産手続き開始決定後10年を経過していない者。

オ 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にある者または再生計画認可決定後10年を経過していない者。

カ 申込みの内容に偽りがあることが認められたとき。

キ その他、公立学校共済組合貸付規程または公立学校共済組合貸付規程の実施に関する規則に違反したとき。

3 申込方法および貸付金の交付

- (1) 申し込み受け付け

貸付けを受けようとする月の前月20日【必着】

（その日が滋賀県の休日を定める条例に規定する休日にあたる場合は、その前日まで）

※申込書に不備、または提出書類に不備・不足がある場合には、受付けを行わない場合もありますので提出に際しては、期日に余裕をもっていただき、不足等のないようご注意願います。

(2) 申し込み方法

次の①から④の書類を作成し、⑤および⑥の書類を添付のうえ、所属所長を経由して提出してください。

※①から④の様式は、滋賀支部ホームページからダウンロードしてください。

- ① 貸付申込書
- ② 貸付借用証書
- ③ 貸付事業における個人情報に関する同意書
- ④ 借入状況等申告書
- ⑤ 団体信用生命保険申込書（希望される場合のみ：6-(3)参照）
- ⑥ 給与支給明細書の写し（直近のもの）
- ⑦ 添付書類【添付書類一覧のとおり】

◎添付書類一覧

貸付種別	必要書類（添付書類）
教育貸付け	(1) 入学または修学の事実を証明することのできる書類（合格証明書、入学証明書、在学証明書等） また、公立の小中学校の場合には、任意の様式の申立書（生徒氏名、生徒生年月日、在学している学年、学校名、学校所在地、組合員氏名、申立年月日等を記載したもの） (2) 必要額が確認できる以下に掲げる書類 【教育機関に支払う費用】 ① 入学金・授業料の場合 必要額及び納付期限日が確認できる書類（納付書の写し、納付の通知書の写し等） ② その他諸経費等の場合 必要額が確認できる書類※ 【通学のための交通費】 6箇月定期券（3箇月定期券）の写し等（購入後） 【下宿代・アパート代】 必要額が確認できる賃貸借契約書等（契約期間、家賃、共益費、入寮費、寮費等が確認できる部分を含むもの）の写し 【教育ローン借換えのための費用】 ① 民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる残高証明書等 ② 過去3か月の返済が確認できる通帳の写し等 【上記以外の費用（支部長が必要と認めた費用）】 必要額が確認できる書類※

※必要額が確認できる書類とは、次のいずれかの書類とします。

ア 契約書の写し イ 請書の写し ウ 請求書の写し エ 見積書の写しおよび注文を証明できる書類の写し

ただし、貸付け申し込み時に支払いが完了している場合は、領収書の写しをもって当該必要書類に代えることを認めます。

なお、見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆の上、押印してもらうことにより、これを「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱うこととします。

また、注文を証明できる書類で必要額が確認できる場合は、見積書の添付を省略することとします。

(3) 貸付金の交付（貸付日、送金口座）

決定した貸付金は、毎月25日（金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）に申込人が指定した金融機関の本人名義口座へ直接送金します。

(4) 貸付金の借換え

既に貸付けを受けている組合員が、更に同一種別の貸付けを希望する場合、支部長は当該貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行うことができます。

借換えでの貸付申込金額は、貸付け限度額の範囲内で必要とする金額に未償還元金を加えた額の10万円未満を切捨てた金額で申し込みを受け付けます。

なお、次に該当する場合は貸付けできません。

- ① 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け（総額規制対象貸付け）の未償還元金の総額が700万円を超えるときは、貸付けを行うことができません。

(5) 貸付金償還表の交付について

貸付が決定した際に、貸付金決定通知書と併せて貸付金償還表を交付します。

借受中の貸付金の残高はこの償還表で確認していただきますので大切に保管してください。

なお、紛失された場合にあっては「貸付金償還表再交付申請書」の提出により再交付を行います。

ただし、貸付金償還表は再交付を受け付けた以降のものとなります。

貸付金の残高については、電話での回答は行っていないので予めご承知願います。

【借換え貸付け申し込み額算出例】

必要資金 800,000 円・・・① 未償還元金 905,827 円・・・②

①+② 1,705,827 円 → 【申込金額】1,700,000 円（10万円未満切捨て）・・・A

送金額 A-② 794,173 円

※新たな貸付け170万円を受けていただくこととなります。

4 貸付保険（抵当権および保証人）

公立学校共済組合の貸付金は、抵当権および保証人の設定等を行いません。

損害保険会社と公立学校共済組合が「貸付保険」の契約し、その保険料の一部を借受人の負担とし、貸付金利率に上乗せをして徴収しています。

万一、借受人が貸付金を返済できない場合については、公立学校共済組合は債権を保険会社に保険金と引き換えに譲渡し、公立学校共済組合の債権保全を図ります。

5 返済方法等

貸付けを受けられた場合は、貸付月の翌月から、毎月、給与から控除することで償還していただきます。（注意：貸付申込時に設定された償還回数は、償還途中での変更はできません。）

また、返済方法には、毎月償還とボーナス併用償還を選択していただくことができますが、ボーナス併用償還は、貸付金額が100万円以上のときに選択が行え、貸付金額の1/2以内で50万円単位分をボーナス（6月・12月）返済とすることができます。

(1) 貸付金利率

利率（年利）は変動金利となり、平成30年1月に利率が改定されました。

貸付金利率には、令和6年6月現在の利率は次のとおり。

なお、貸付金利率には、貸付保険料充当額（年0.06%）が加算されています。

貸付種別	利率（年利）
教育	1.32%

(2) 毎月償還

毎月償還にかかる利息の算定は、貸付金交付日（貸付日）の属する月の翌月から徴収することとし、1月を単位（1月に満たない場合は1月）として算定します。

① 償還回数

償還限度回数 250回

貸付けの申込に際し、償還限度回数の範囲内で希望する回数を設定していただきます。

なお、退職までの期間に関係なく希望する回数となります。

ただし、1回の償還額は、貸付け申込人の給料月額（給料＋教職調整額＋給料の調整額）に10分の3を乗じて得た額を超える償還回数にはできません。

② 償還額

1回当たりの償還額は、貸付金額に償還回数に応じた賦金率を乗じて得た金額（1円未満の端数は四捨五入）となります。

(3) ボーナス償還

ボーナス償還にかかる利息の算定は、貸付金交付日（貸付日）の属する月から徴収することとし6月ないし12月ごとの6か月を単位として算定します。

ただし、6月に満たない期間については、1月を単位とします。

① 償還回数

償還限度回数 41回

（毎月償還回数を6で除して得た回数の範囲内での希望する回数となります。）

なお、1回の償還額は、貸付け申込人の給料月額（給料＋教職調整額＋給料の調整額）に10分の6を乗じて得た額を超える償還回数にはできません。

② 償還額

1回当たりの償還額は、貸付金額に償還回数に応じた賦金率を乗じて得た金額（1円未満の端数は四捨五入）となります。

(4) 繰上償還

貸付金の償還中に未償還元利金の全部または一部を繰り上げて償還することができます。

繰り上げ償還方法は、次の申し出を受け付けた際、繰り上げ償還を希望された月の初めに文書にて振込先等を連絡しますので、最寄りの金融機関から振り込みにより償還いただきます。

① 全額繰上償還

「全額繰上償還申出書」を繰り上げて償還しようとする月の前月20日（その日が休日に当たるときは、その前日）までに提出してください。

② 一部繰上償還

「一部繰上償還申出書」を繰り上げて償還しようとする月の前月20日（その日が休日に当たるときは、その前日）までに提出してください。

一部繰上償還できる金額は、借受中の貸付金の償還方法に応じて次のとおりとなります。

ア 償還方法が毎月償還のみの場合 10万円以上

イ 償還方法がボーナス併用償還の場合 20万円以上とし、その金額の2分の1以上をボーナス償還にかかる未償還元利金に充当することとします。

(5) 償還の猶予

次の事由に該当する場合は、申し出により償還の猶予ができます。

事由	猶予期間
育児休業の承認を受けたとき	育児休業の承認期間内
引き続き1か月以上の介護休業（時間取得を除く）の承認を受けたとき	介護休業の承認期間内
心身の故障のため休職となり、給料の全部が支給されないとき	当該無休休職の期間内 ただし、傷病手当金または傷病手当金附加金（公務または通勤災害におけるこれに類する給付を含む。）の支給を受けている期間は除く。
配偶者同行休業の承認を受けたとき	配偶者同行休業の承認期間内（3年を限度とする）

猶予された償還金は、猶予期間が終了した月の翌月（ボーナス償還の場合は、直後の6月または12月）から、猶予された償還期間の範囲内で、毎月償還およびボーナス償還の償還額に上乗せして償還または一回払い、もしくは二回払いにより返済していただきます。

6 団信制度

教育貸付けの借受人は、組合と生命保険会社及び損害保険会社との間で契約している「団体信用生命保険」および「債務返済支援保険」の適用を受けることができます。

これらの保険の加入は、任意加入となります。

(1) 団体信用生命保険

この保険は、借受人が償還期間中に死亡又は一定の障害状態となった場合に、借受人又は相続人（遺族）に代わって保険会社が残存債務の一切を共済組合に返済するものです。

(2) 債務返済支援保険

この保険は、「団信」の適用者である借受人が償還途中で病気・障害または所定の精神障害により就業できなくなった場合に、組合員およびその家族の生活の安定に資するとともに貸付金の債権保全を図るため、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を保険金として加入者に支払われるものです。

(3) 留意事項

これらの保険は任意加入となりますので、加入を希望される場合は、貸付申込書の団信にかかる「適用・非適用」欄に○印を付し、「団信制度適用申込書」を併せて提出してください。

この保険の保険料は、保険契約者が共済組合であり、年末調整等の生命保険料控除の対象にはなりません。

貸付けの申し込み時に加入を希望される場合は、公立学校共済組合まで連絡してください。

「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」を送付します。

7 即時償還

貸付金を借受中の組合員が次の事由に該当した場合は、貸付金の未償還元利金を即時償還していただきます。

- ① 組合員の資格を喪失したとき。
- ② 退職手当の支給を受けることができるとき。
- ③ 申込み内容に偽りのあることが認められたとき。
- ④ その他、貸付規程または貸付規則に違反したとき

- (1) 退職手当が支給される方は退職手当から控除しますが、控除できなかった未償還元利金がある場合には、振り込みにより返済していただきます。
- (2) 人事異動に伴い公立学校共済組合の資格を喪失する場合についても原則、即時償還の対象となります。

なお、公立学校共済組合の他の支部で引き続き資格を取得される場合は、転出先の支部で償還を継続することができます。（転出に際して退職金を受給される場合を除く。）

また、地方職員共済組合滋賀県支部・滋賀県市町村職員共済組合の組合員資格を取得される場合は、徴収の嘱託を選択していただくこともできます。